

## 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水

検査項目	水質基準
色度	5 度以下
濁度	2 度以下
pH 値	5.8 以上 8.6 以下
全有機炭素の量 又は 過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素の量 1 リットル中 3.0 ミリグラム以下 過マンガン酸カリウム消費量 1 リットル中 10 ミリグラム以下
大腸菌	検出されないこと
レジオネラ属菌	検出されないこと (100 ミリリットル中 10 c f u 未満)

## 浴槽水

検査項目	水質基準
レジオネラ属菌	検出されないこと (100 ミリリットル中 10 c f u 未満)

出典：公衆浴場法施行細則（昭和 40 年 12 月 20 日 山形県規則第 89 号、令和 2 年 12 月 15 日 規則第 71 号 改正）  
山形市公衆浴場法の施行に関する規則の一部を改正する規則（令和 2 年 12 月 14 日 山形市規則第 56 号）